

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香芝市長

公表日

令和6年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会奈良事務所へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては近畿運輸局奈良運輸支局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。なお、公益のために直接専用する場合や身体障害者が所有する場合等などは減免申請書を市にて受け付け、必要に応じて減免を行う。・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。①課税対象者情報の準備。(地方税法443条、第445条)②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条、香芝市税条例第89条、90条)⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。⑦軽自動車税の徴収にかかる徴収猶予の申請手続等(地方税法第15条の2)⑧過誤納金・還付加算金の還付(地方税法第17条の1および4)
③システムの名称	軽自動車税システム 滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 財務局 税務課及び納税促進課
②所属長の役職名	税務課長及び納税促進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発]	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務		⑦軽自動車税の徴収にかかる徴収猶予の申請 手続等(地方税法第15条の2)	事後	見直しにより
平成29年7月3日	評価実施機関における担当 部署	税務課 / 税務課長	税務課及び納税促進課 / 税務課長及び納 税促進課長	事後	見直しにより
平成29年7月3日	しきい値判断項目	平成26年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しにより
平成30年6月29日	しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しにより
平成30年6月29日	評価実施機関における担当 部署	総務部	総務部財務局	事後	見直しにより
令和1年6月20日	記載事項の追加		「Ⅳ リスク対策」の項目を追記	事後	見直しにより
令和1年6月20日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	香芝市役所 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-76-2001	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308	事後	見直しにより
令和1年6月20日	特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	香芝市役所 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-76-2001	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308	事後	見直しにより
令和1年6月20日	しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しにより
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策		新たに記載	事後	様式改正による変更
令和2年6月15日	しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しにより
令和3年6月22日	しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しにより
令和3年6月22日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3307	事後	見直しにより
令和3年6月22日	特定個人情報ファイルの取り 扱いに関する問い合わせ	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3308	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3307	事後	見直しにより
令和4年7月21日	しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しにより
令和4年12月14日	特定個人情報ファイルを取り 扱う事務		⑤過誤納金・還付加算金の還付(地方税法第 17条の1および4)	事前	
令和4年12月14日	個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第16号	番号法第9条および別表第1第16、101号	事前	
令和4年12月14日	情報提供ネットワークシステム による情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号およ び情報提供者が市町村長となる地方税関係情 報各号	番号法第19条第7号 同法別表第2第27、121号 および情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各号	事前	
令和5年8月4日	しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しにより
令和5年8月4日	3.個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条および別表第1第16、101号	番号法第9条および別表第1第16	事後	見直しにより
令和5年8月4日	4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上 の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2第27、121号 および情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各号	番号法第19条、同法別表第2第27、121号およ び情報提供者が市町村長となる地方税関係情 報各号	事後	見直しにより
令和6年10月29日	しきい値判断項目	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	見直しにより
令和6年10月29日	3.個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条および別表第1第16	番号法第9条および別表の24の項	事後	見直しにより
令和6年10月29日	4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上 の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2第27、121号 および情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各号	番号法第19条および情報提供者が市町村長と なる地方税関係情報各号	事後	見直しにより